

### 議案3 物品等協賛規約の制定

#### 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会物品等協賛規約（案）

##### （目的）

第1条 この規約は、2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）における大阪パビリオンの出展のため、2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会（以下「委員会」という。）が受ける物品等による協賛の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この規約において、「物品等による協賛」とは、委員会が定める大阪パビリオン出展基本計画（以下「出展基本計画」という。）に賛同し、大阪パビリオンの建設、展示、運営、広告宣伝等に活用するため、企業、団体又は個人（以下「企業等」という。）から提供される建築資材、設備機器、備品、システム、技術、役務、広報媒体、労務等（以下「物品等協賛」という。）をいう。なお、本規約で対象とする物品等協賛の価額は、原則として一者につき100万円（消費税、地方消費税別）以上とする。

##### （物品等協賛の価額）

第3条 物品等協賛の価額（以下「価額」という。）は、市場価格を原則とし、それにより難しい場合は、根拠がわかる積算資料を用いて、企業等が申告するものとする。  
2 前項の価額の積算をする場合は、次条第2項に係る費用を含めることができる。

##### （物品等協賛の提供方法）

第4条 物品等協賛を提供する場合は、企業等が委員会に貸与することを原則とし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、企業等が委員会に譲渡するものとする。  
(1) 1個又は1単位につき価額5万円未満、又は、1回若しくは概ね1年の使用によって全部若しくは一部を消耗してしまうもの  
(2) 返却時点で、使用期限、賞味期限、消費期限等が到来するもの又は衛生上返却が困難となるもの  
(3) 技術協力、役務、広報媒体の活用権、労務等の無体物  
(4) その他推進委員会が認めるもの  
2 物品等協賛を提供する際は、企業等は自己の負担により、委員会が指定する場所への運送及び設置を行い、設置後は、安全対策、メンテナンス、破損時の修理、貸与終了後の撤去等を行わなければならない。ただし、上記により難しい場合は、企業等及び委員会との協議により決定するものとする。

##### （協賛特典）

第5条 物品等協賛を提供した企業等（以下「協賛者」という。）の広告宣伝等に係る特典及びその有効期限は、令和4年3月24日付「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会協賛金規約」（以下「協賛金規約」という。）第3条に準じる。

##### （物品等協賛の使途）

第6条 物品等協賛は、令和3年2月16日付「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会規約」第4条第2項の事業を行うため、一般社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオンが活用するものとする。

##### （物品等協賛の提供申込み）

第7条 企業等が物品等協賛の提供を申し込む場合は、委員会所定の協賛申出書兼参画申込書に価額の積算資料を添えてを会長に提出するものとする。  
2 前項により、申し込む場合は、企業等は必要に応じて、採用の可否を推進委員会が判断するための技術情報等を提供するものとし、かかる費用は企業等の負担とする。

##### （協賛の承諾等）

第8条 会長は、前条の申込みを承諾する場合は、その旨を申込者に通知するものとする。  
2 会長は、前項の承諾決定に際し、物品等協賛審査会において、物品等協賛が大阪パビリオンの出展に要するものであること、及び、第3条に基づき企業等が申告した価額が適正であることを審査するものとする。

- 3 会長は、前条の申込みについて、申込者又はその役員、従業員が反社会的勢力に属すると判断される場合又はそれらの活動が、委員会の目的または事業と相反するものと判断される場合は、協賛の申し出を辞退し、その旨を申込者に通知するものとする
- 4 会長は、前条の申込みについて、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛の申し出を辞退し、その旨を申込者に通知することができる。
  - (1) 法令等に違反する場合又はその恐れがある場合
  - (2) 協賛の受け入れにより委員会業務、財政、名誉、信用に支障が生じるとき、又は委員会の目的の達成に資するものではないと判断される場合
- 5 会長は、協賛の承諾後、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は同項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承諾を取り消すことができるものとし、協賛者に対し、その旨を通知するものとする。

(物品等協賛の納付)

- 第9条 前条の承諾を行ったときは、会長は、物品等協賛の種類及び数量、価額、納付先、納付方法、その他条件等を明示した決定通知書を企業等に送付するものとする。
- 2 会長は、物品等協賛を受領したときは、申込者に受領書を交付するものとする。
  - 3 会長は、貸与により物品等協賛を受領する場合は、本規約に定めがある場合を除き、いかなる場合も会長が指定する日まで返却しない。なお、貸与期間中にいかなる理由により破損・損壊した場合もその損失を補償しない。
  - 4 会長は、譲渡により物品等協賛を受領する場合は、本規約に定めがある場合を除き、いかなる場合も返却しない。

(不可抗力等)

- 第10条 天変地位、悪天候、交通機関の混乱、ストライキ、内乱、戦争、暴動、伝染病（新型コロナウイルス感染症を含む）、法令等の制定又は改廃、公権力の行使、その他委員会及び協賛者の責めに帰すことのできない理由により、博覧会又は大阪パビリオンの一部若しくは全部の実施が不可能となった場合であっても、委員会及び企業等は、相互に損害賠償その他一切の責任を追及しない。
- 2 前項の事由により博覧会又は大阪パビリオンの一部若しくは全部の実施が不可能となった場合、委員会及び企業等は、それぞれの活動状況、物品等協賛の活用状況、博覧会及び大阪パビリオンの開催期間、開催状況、並びに、企業等が利用し得た協賛特典等を勘案し、物品等協賛の返却等について協議の上決定する。

(規約の変更)

第11条 この規約の変更は、委員会の総会において決議する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協賛金の取扱いに関し必要な事項は、会長が定めることができる。

附則

この規約は、令和4年6月17日に制定し、同日から施行する。ただし、第6条の規定は令和4年7月1日から施行する。